

貴重品運搬警備業務検定（1級・2級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1級				2級					
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務の形態 貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 貴重品運搬警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え	2	10	
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条) 礼式と基本動作			
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識)	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条) 憲法(人権についての概略的知識)	4	20	
		道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法(交通規制についての一般的知識) 道路運送車両法(日常点検についての一般的知識) 電波法(運用についての一般的知識)				刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識) 道路交通法(交通規制についての概略的知識) 道路運送車両法(日常点検についての一般的知識)				
貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	学科	貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送信機の操作方法 警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作方法	5		学科	貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の構造、機能及び操作方法 貴重品運搬警備業務用車両装備品の名称、その機能及び操作方法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び操作方法			
	実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警報装置及び警報送信機の操作要領				貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	車載用無線機の点検要領			
	学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法 貴重品運搬警備業務用車両が故障した場合の応急措置要領 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領 警報送信機の点検要領	10		学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	運行前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検			
	実技	貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領 警報送信機の点検要領				貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力を有すること。	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要領			
	学科	車両による伴走を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過管理	6	30	学科	車両による伴走を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	伴走の方法と警備業務用車両の役割 的確な車間距離による伴走 車列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導要領	6	30	
	学科	運搬中における周囲の見張りを行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領				運搬中における周囲の見張りを行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運行中における警戒要領			
	実技	運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	VTR映像等による警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領	10		実技	運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領	20		
	学科	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法	20		学科	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項			
	実技	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領				運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領			
	学科	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な知識を有すること。	運行計画を変更する場合の指示事項 積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着の報告を受けた場合の確認及び指示事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項	10		学科	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な知識を有すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領			
実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。				定所連絡及び定時連絡の要領				

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1級				試験 区分	2級				
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点		実技 配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点
貴重品運搬警備業務の管理に関すること。	学科	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に実施するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性 ----- 運搬経路の事前調査実施上の留意点 ----- 調査日時選定上の留意点	2	10						
	実技	その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領 ----- 貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領 ----- 警備員の配置要領			20					
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への連絡要領 ----- 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 ----- 警察機関等への追加連絡要領				事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 ----- 警察機関等への連絡の系統 ----- 警察機関等への連絡要領			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領	10		5	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領			10
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断 ----- 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 ----- 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否 ----- 徒手の護身術（応用）				護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い ----- 警戒杖の取扱い ----- 非金属製の楯の取扱い ----- 徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 ----- 徒手の護身術（応用）	6	30	5	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領 ----- 徒手の護身術（基本）	8	40	10
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領 ----- 襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領				その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性 ----- 負傷者等の応急手当ての概要 ----- 避難誘導の意義及び基本的事項 ----- 現場保存の意義及び実施上の留意点 ----- 警察官への引継ぎ ----- 襲撃、交通事故等事故の形態別措置要領			
実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領			10	5	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾を使用した止血要領 ----- 負傷者の搬送要領			10